

指定障害福祉サービス事業者の指定の取消について

令和7年2月25日

沖縄県生活福祉部障害福祉課

県は、令和7年2月25日付け通知により下記の障害福祉サービス事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号、以下「法」という。）第50条第1項第6号、第7号、第8号及び第9号の規定に基づく指定の取消しを行った。

記

1 指定取消の内容

法人名 株式会社奏コンサルティング
代表者名 代表取締役 兼廣 ともみ
事業所名 奏・GH TAKE I
事業所所在地 沖縄県沖縄市安慶田3丁目10-14
事業所番号 4720800301
指定年月日 令和6年9月1日
サービスの種類 共同生活援助

2 指定取消年月日 令和7年5月31日

3 指定取消の理由

- (1) 医療連携体制加算（Ⅶ）について、指定時から監査が実施されるまでの間、加算の要件を満たしていないにもかかわらず、要件を満たしているものとして、利用者全員に対し当該加算の請求を行った。（法第50条第1項第6号に該当）
- (2) 夜間支援等体制加算（Ⅰ）について、指定時から監査が実施されるまでの間、夜間支援従事者の支援の内容が加算の要件を満たしていないにもかかわらず、要件を満たしているものとして、利用者全員に対し当該加算の請求を行った。また、夜間支援従事者の配置の実態が事業所全体で1名であったにもかかわらず、複数名の配置があったとして、実態と異なる過度な給付費の請求を行った。（法第50条第1項第6号に該当）

- (3) 指定時から監査が実施されるまでの間、世話人の配置の実態が人員基準を満たしていないにも関わらず、サービス提供職員欠如減算を適用することなく、人員基準を満たしているものとして、実態と異なる給付費の請求を行った。(法第 50 条第 1 項第 6 号に該当)
- (4) 法第 48 条第 1 項に基づき関連書類の提出を命じたところ、これに従わなかった。(法第 50 条第 1 項第 7 号に該当)
- (5) 法第 48 条第 1 項に基づき代表取締役の出頭を求めたところ、これに応じなかった。(法第 50 条第 1 項第 8 号に該当)
- (6) 指定障害福祉サービス事業所指定申請において、人員基準を満たすことを装うため、指定日から勤務する見込みのない従業者を配置するとして虚偽の申請を行い、指定を受けた。(法第 50 条第 1 項第 9 号に該当)

4 欠格事由該当者 兼廣 ともみ

5 経済上の措置

支給決定を行った関係市町村が精査したうえで不正に受け取った訓練等給付費を確定し、法第 8 条第 2 項の規定に基づき当該訓練等給付費に 100 分の 40 を乗じて得た額を加算して事業者から返還を求める。